

福知山市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ処理基本計画 2021) 中間見直しの概要(案)

計画見直しの背景

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、福知山市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画 2021)を令和3(2021)年3月に策定し、ごみ処理について計画的に推進しています。

市民・事業者の皆様とともに取組を進めた結果、中間年における評価において、策定時に掲げたごみの減量・資源化等に係る目標は概ね達成見込みです。

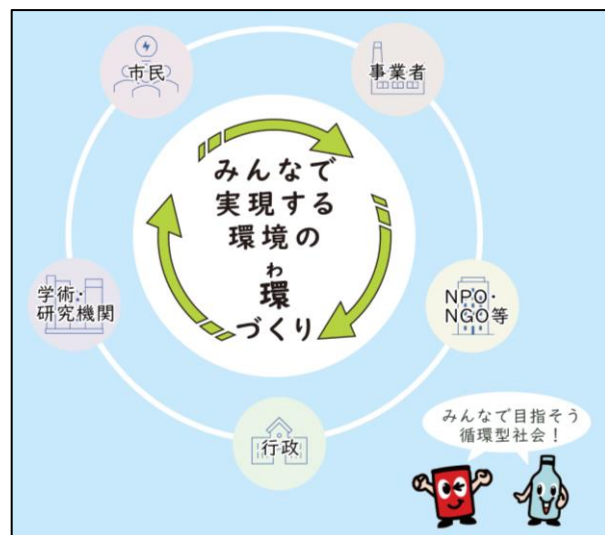
しかしながら、ごみ処理施設の効率的な運営など持続可能なごみ処理体制の構築やプラスチック使用製品ごみの再商品化など、解決すべき課題も残されています。

次のステップへ

ごみの排出予測や計画の中間評価に併せて、国の第5次循環型社会形成推進基本計画(以下「循環型社会形成計画」という。)の策定を踏まえ、ごみの減量・資源化や収集・処分体制の構築に関する基本施策の見直しを行います。

見直しにあっては、引き続き「みんなで実現する環境の「環(わ)」づくり」を基本理念に掲げ、ごみの発生抑制やプラスチック使用製品ごみの再商品化など資源消費の最小化、持続可能なごみの収集・資源化・処分体制の構築の取組を重点的に取り組むこととします。

これらの基本施策を実施することで、循環型社会の将来像の実現を目指します。



今後の重点施策(P.2～4に概要を記載しています。)

見直しにより重点的に実施することとした施策は次のとおりです。

基本方針	重点施策
① 2R活動の普及・啓発に努めます。	食品ロスの削減に向けて取組めます。
② リサイクルを推進します。	プラスチック資源循環促進法に基づく取組を推進します。
③ ごみの減量・資源化活動を支援します。	循環型社会づくりの担い手育成に努めます。
④ 環境に配慮したごみの適正処理の仕組みを整備します。	高齢化世帯の増加にも対応したごみ収集運搬体制を検討します。 持続可能なごみ処理体制の構築を図ります。

中間評価や循環型社会形成計画の策定を踏まえた基本方針の見直し

中間評価や循環型社会形成計画の策定を踏まえた基本方針の見直しを行い、今後の重点施策とした施策を次に示します。

基本方針 1 2R活動の普及・啓発に努めます。

食品ロスの削減に向けて取組めます。

■背景・目的

循環型社会の実現のためには、自らもごみの排出者である市民の皆様が、より環境負荷の少ないライフスタイルに積極的に取組み、また、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって地球環境等に影響を及ぼし得るものであることを自分ごととして捉えていただくことが大切です。

特に食品ロスの問題については、SDGsでも目標として言及され、市民の皆様の関心の高い問題であり、一人ひとりが取組むことで大きな削減につながります。

■施策内容

●食品ロスダイアリーの普及等、食品ロスの削減に向けた取組事例を紹介します。

●備蓄食のローリングストックの促進に取組めます。

食品ロスを減らすためには「買いすぎない」、「作りすぎない」、「注文しすぎない」、「食べきる」ことが大切です。

このような食品ロスを減らすヒントを広報等で紹介することとします。

基本方針 2 リサイクルを推進します。

プラスチック資源循環促進法に基づく取組を推進します。

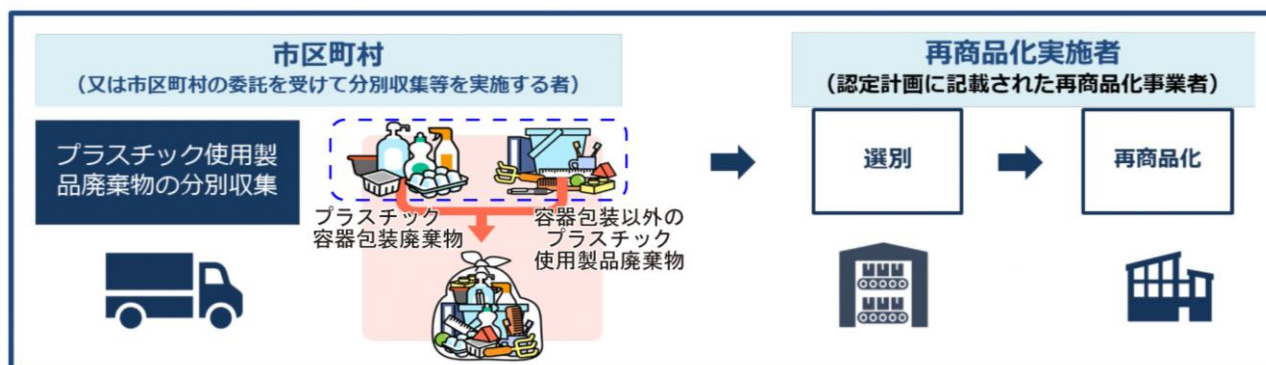
■背景・目的

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）に基づき、本市におけるプラスチック使用製品ごみの収集・中間処理・再商品化スキームを「プラスチック使用製品ごみの再商品化 ふくちやまモデル」としてとりまとめました。

今後、このモデルの検証を進め、課題抽出と効果試算を行った上で、市民の皆様と協働し、プラスチックの使用製品ごみの再商品化を推進することとします。

■施策内容

●容器包装プラスチック類とプラスチック使用製品ごみを一括回収し、プラスチック資源循環促進法第33条の規定に基づく再商品化実施者との協働により再商品化を行うスキームを「ふくちやまモデル」として位置づけ、「再商品化計画」として主務大臣の認定を受けた上で、容器包装プラスチック類を含むプラスチック使用製品ごみのリサイクルに取組めます。



プラスチック使用製品ごみの再商品化 ふくちやまモデルの概要

出典：「プラスチックに係る資源循環促進等に関する法律について」（経済産業省 環境省）を一部加工して使用

基本方針 3 ごみの減量・資源化活動を支援します。

循環型社会づくりの担い手育成に努めます。

■背景・目的

ごみ処理は社会生活を営むうえで、必ず必要となる機能であり、将来なくなることはありません。

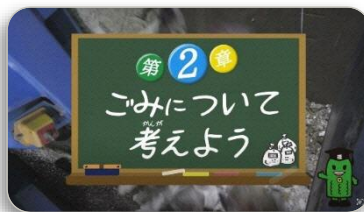
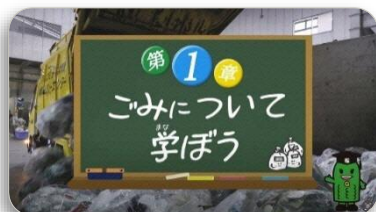
今後、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式から脱却し、循環経済にける質の高い社会生活を営むためには、同じ社会で生活する人々が同じ経験をし、同じ問題意識を持つことが大切です。

こうしたなか、市立小学校における社会科学習と連携し、本市におけるごみの収集・中間処理・最終処分工程を通じて、ごみ問題を学ぶ機会を提供し、循環型社会の担い手育成を図ります。

■施策内容

- ごみ問題を自分ゴトとして取組む契機とするため、市立小学校との協働により、小学校 4 年生社会科学習課程「私たちの生活とごみ」と連携した学習教材を作成し、ごみ問題を自分ゴトとして身近に考えられるよう工夫した環境学習を行います。

映像教材「(啓発編) 私たちの生活とごみ」



基本方針 4 環境に配慮したごみの適正処理の仕組みを整備します。

高齢化世帯の増加にも対応したごみの収集・運搬体制を検討します。

■背景

今後、ステーションへのごみ出しが困難となる世帯が増加することが想定されるなか、本市においては、一部自治会や地域協議会ではステーションへのごみ出し支援や粗大ごみの持込み支援が行われています。

しかしながら、これらの取組だけではごみ出し困難の解決に至らず、高齢化社会に対応したごみの収集体制を検討・実施する必要があります。

■施策内容

- ごみ出し困難世帯等へのごみ収集支援を検討・実施します。

ごみ出し支援ふくちやまモデルの検討手順

STEP.1：導入前の実情把握	・福祉部局と連携し、ごみ出し困難な高齢者等の実態把握や福祉サービスや地域コミュニティの共助取組等の把握を行います。 ・必要コスト見積、収入確保案の検討を行います。
STEP.2：計画	・支援内容や利用者要件を検討し、実施要綱を策定します。
STEP.3：運用	・実施要綱に基づき、ごみ出し支援を実施します。
STEP.4：評価	・モニタリングを実施し、必要な見直しを行います。

基本方針 4 環境に配慮したごみの適正処理の仕組みを整備します。

持続可能なごみ処理体制の構築を図ります。

■背景

本市のごみ処理の中間処理施設であるごみ焼却施設は平成 12(2000)年度に稼働を開始しています。平成 25(2013)から 28(2016)年度には基幹的設備改良を行い、令和 6(2024)年度で経過年数が 25 年となります。

また、リサイクルプラザは平成 15(2003)年度に稼働開始しており、経過年数が 22 年となります。

基幹的設備改良等により延命化に努めてきているところですが、いずれも 20 年を超える施設となっています。施設維持管理の面では、資材等の価格高騰による更新コストの増大、人口減少に伴うごみの減少による処理施設容量の過剰化の課題があり、社会的情勢の面では、温室効果ガス排出削減の要請、環境省によるごみ処理の広域化、施設の集約化の推進など、本市のごみ処理を取り巻く状況が大きく変化しています。

このため、長期的な観点からごみの収集体制、中間処理・最終処分体制や資源化の最適なあり方について検討を行い、持続可能なごみ処理体制の構築とごみ処理費用の縮減を図る必要があります。

■施策内容

- プラスチック使用製品ごみの再商品化に必要な中間処理体制を構築します。
- ごみの排出予測や新たなごみ処理手法の検討を踏まえ、施設の改良による延命化効果と適正規模による施設の更新効果を比較し、施設の整備方針を定めるなど、持続可能なごみ処理施設のあり方検討に取り組めます。

ごみ処理施設のあり方の検討手順

STEP.1：現状把握と新たなごみ処理方法の検討	・将来ごみ排出量を推計します。 ・ごみ処理費用の検証と負担のあり方を検討します。 ・ごみ処理施設の老朽化や最終処分場の埋立可能量を推計します。 ・周辺自治体のごみ処理施設稼働状況や及び民間ごみ処理施設状況を調査します。
STEP.2：情報収集	・民間事業者等から情報収集を行い、本市が実施可能なごみ処理体制・施設整備手法・事業運営方式等を検討します。
STEP.3：施設の延命化・更新条件の設定	・施設の延命化、更新にかかる費用、条件、課題を整理します。
STEP.4：ごみ処理施設のあり方基本構想の策定	・現状分析、課題抽出、課題解決方針の検討、広域化・民間事業者との協働等の比較検討により、ごみ処理施設のあり方をまとめます。

福知山市環境パーク



ごみの減量化及び資源化の目標

家庭・事業ごみについては、計画策定時における目標値から変更しません。

産業廃棄物に関しては受入れ方針の変更により、計画策定時における目標値を見直します。

また、産業廃棄物量の見直しに伴い、最終処分目標値も見直します。

なお、今後、プラスチック使用製品ごみの再商品化や産業廃棄物の受入見直しを踏まえ、適切な時期に排出予測を見直し、併せて資源化目標の再設定を行います。

家庭ごみ・事業ごみ、産業廃棄物の排出目標

■家庭ごみ量（家庭から排出される 1 人 1 日当たりの排出量）

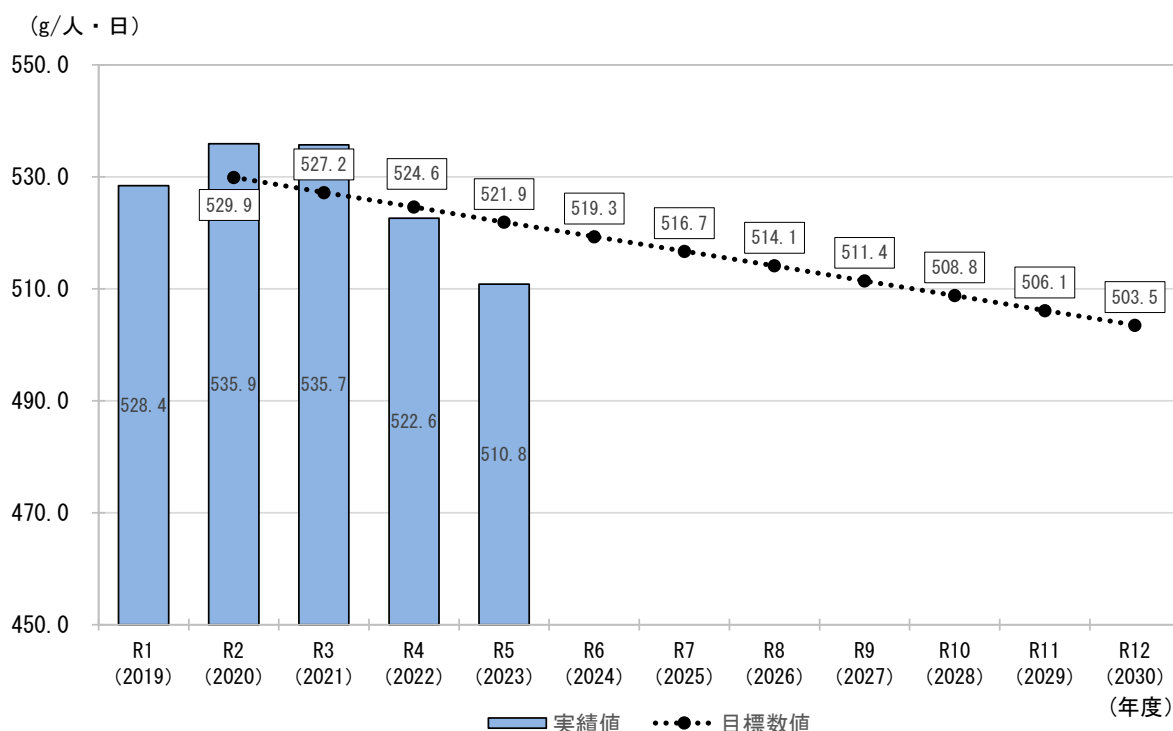
- 中間年度 令和 7（2025）年度 : 516.7g（令和元（2019）年度比 2.5%削減）
- 最終年度 令和 12（2030）年度 : 503.5g（令和元（2019）年度比 5.0%削減）

■事業ごみ量

- 中間年度 令和 7（2025）年度 : 令和元（2019）年度比 5.0%以上の削減
- 最終年度 令和 12（2030）年度 : 令和元（2019）年度比 10.0%以上の削減

■産業廃棄物量

- 中間年度 令和 7（2025）年度 : 令和元（2019）年度比 25.0%以上の削減
- 最終年度 令和 12（2030）年度 : 令和元（2019）年度比 30.0%以上の削減
（不燃系産業廃棄物一部受入停止分を含み 52%の処理量削減）



1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量予測推移と目標

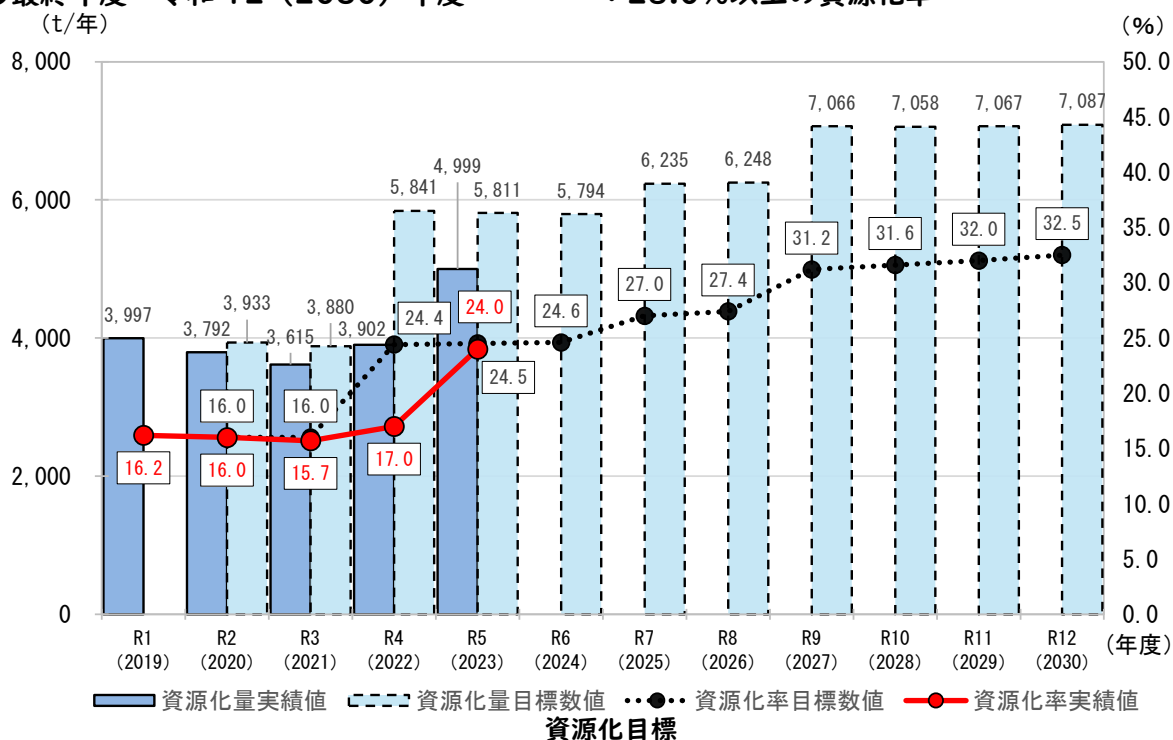
注1)人口推移は国立社会保障・人口問題研究所推計値(令和4年度)を用いています。

注2) 令和 7(2025)年度以降の予測は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響等を考慮し、令和元(2019)年度を基準とした原単位を用いています。

事業ごみ量・産業廃棄物の排出量の推移と目標については、福知山市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画 2021）中間見直し 28 ページ以降をご覧ください。

資源化目標

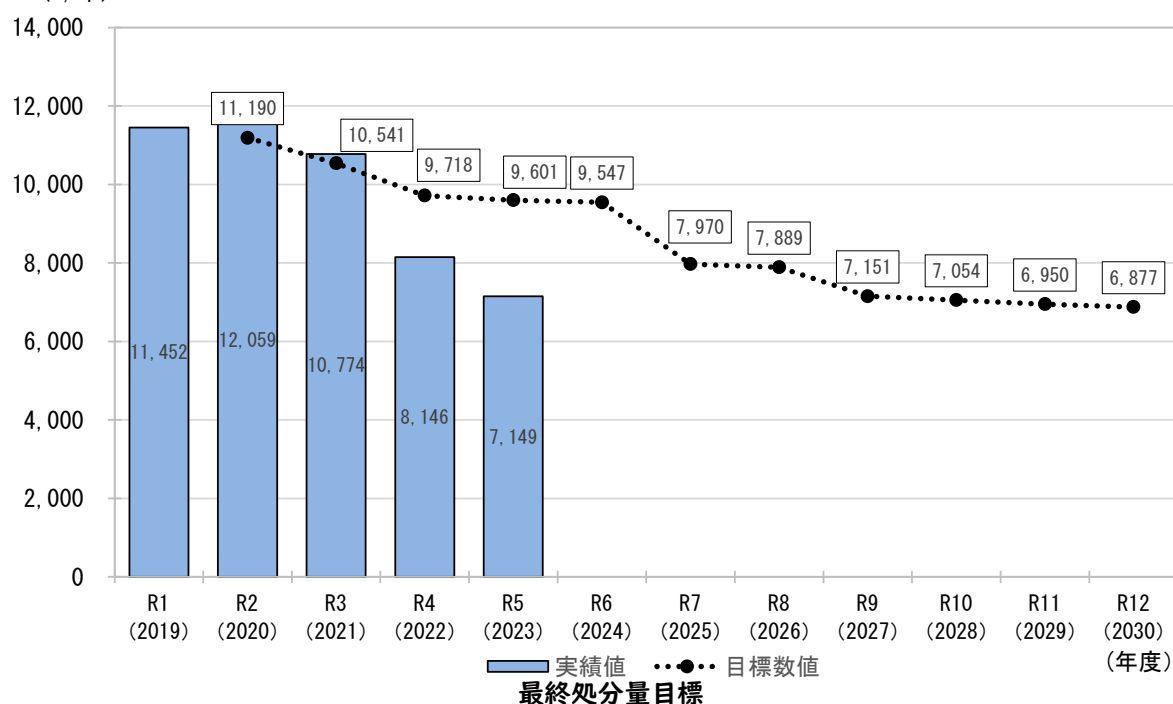
- 中間年度 令和 7 (2025) 年度 : 27.0%以上の資源化率
- 最終年度 令和 12 (2030) 年度 : 28.0%以上の資源化率



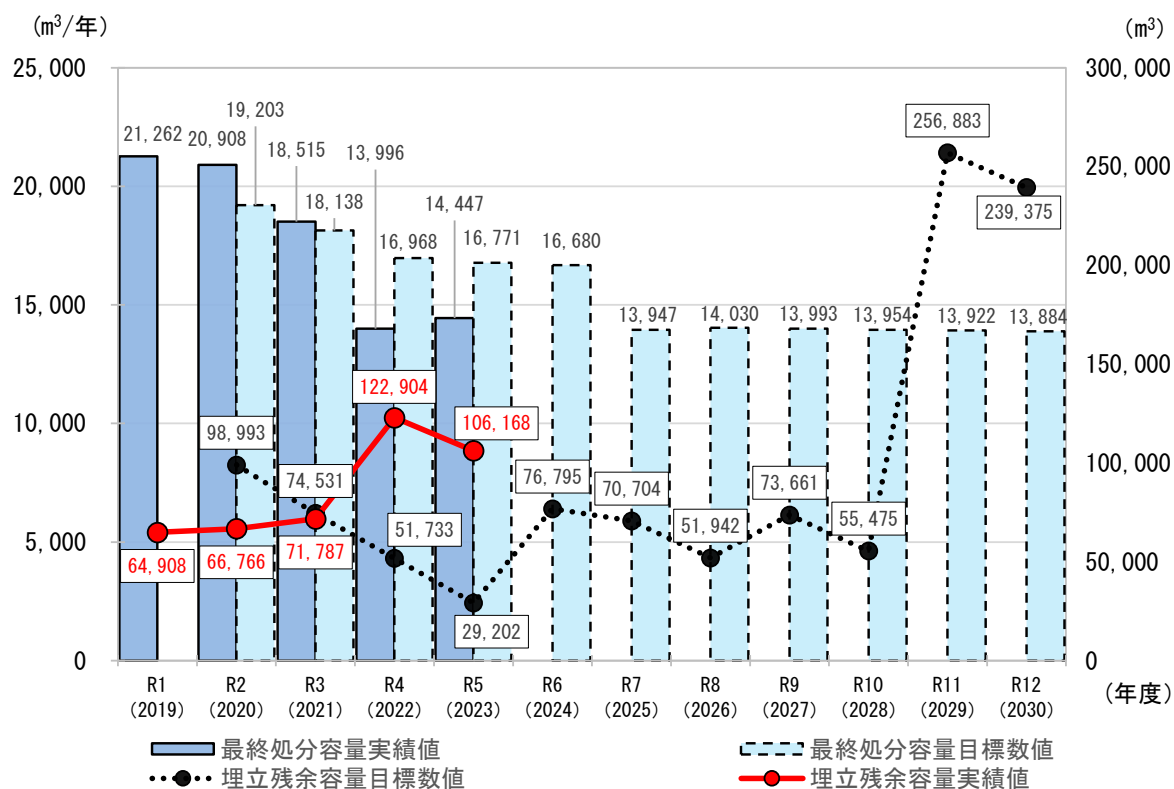
注) 今後、プラスチック使用製品ごみの再商品化や産業廃棄物の受入見直しを踏まえ、適切な時期に排出予測を見直し、併せて資源化目標の再設定を行います。

最終処分目標

- 中間年度 令和 7 (2025) 年度 : 最終処分量 8,500t/年以下 (最終処分率 30.0%以下)
- 最終年度 令和 12 (2030) 年度 : 最終処分量 8,000t/年以下 (最終処分率 28.0%以下)



注 1) 一部受入れを行う産業廃棄物については直接埋立を実施せず、展開処理してから埋立を行うため、資源化処理処理残渣に含めました。
 注 2) 今後、プラスチック使用製品ごみの再商品化や産業廃棄物の受入見直しを踏まえ、適切な時期に排出予測を見直し、併せて最終処分量目標の再設定を行います。



最終処分容量目標

注 1) 一部受入れを行う産業廃棄物については直接埋立を実施せず、展開処理してから埋立を行うため、資源化処理処理残渣に含めました。
 注 2) 今後、プラスチック使用製品ごみの再商品化や産業廃棄物の受入見直しを踏まえ、適切な時期に排出予測を見直し、併せて最終処分容量目標の再設定を行います。

ごみの減量やリサイクルは誰もが関わる最も身近な環境問題であり、解決にあたっては、市民・事業者の皆様と市（行政）が、連携・協働し、取組を進めていくことが大切です。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

循環型社会の将来像

資源循環に配慮した消費行動

適量購入、繰り返し使用・
耐久性に優れた商品の選択、
再生利用が容易な商品の選択、
リサイクル製品の優先購入等

メンテナンス・リペア

リデュース・リユース・リサイクル

製品の有効活用

ストックを有効活用
しながらサービス化や
付加価値の最大化を図る
ビジネスモデルが推進

情報開示

環境価値に関する
表示を伴った
多様な選択肢が
提供され、
消費者の
ライフスタイル
転換を促進

シェアリング・リース

分別の徹底

拠点回収・店頭
回収や工場等での
生産端材の
回収を含め、
適切かつ積極的な
分別回収が促進

環境配慮設計

分解しやすい、
リサイクルしやすい、
単一素材を使用する
など、製品等の設計
段階における
環境配慮が徹底

収集運搬

高齢化世帯の
増加にも
対応した
廃棄物収集
運搬システム
の設計・実装
が促進

リサイクル

廃棄物処理

天然資源の消費抑制

循環資源や再生可能
資源の割合をできるだけ
高め、天然資源を利用せ
ざるを得ない場合には
環境負荷の少ない
調達先を選択

バイオプラスチック普及のための
技術開発や資源回収を最適化
するための高度な破碎・選別技術
の開発が進展

再資源化もエネルギー回収
もできないモノのみ減量化
等の中間処理を行った上で
最終処分

出典：第五次循環型社会形成推進基本計画パンフレット（環境省）

福知山市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画 2021）中間見直しの概要

発行：令和7（2025）年 月

編集：福知山市 市民生活部 生活環境課

〒620-0913 京都府福知山市字牧 285 番地

TEL：0773-22-1827/FAX：0773-22-4881

福知山市ホームページ：http://www.city.fukuchiyama.lg.jp

